

原議保存期間	3年(令和9年3月31日まで)
有効期間	一種(令和9年3月31日まで)

警視庁公安部長 殿
各道府県警察本部長
(参考送付先)
各方面本部長 殿

警察庁丁公発第43号
令和5年4月21日
警察庁警備局公安課長

オウム真理教事件の風化防止対策の推進について(通達)

オウム真理教は、その名を変え、分派した上、依然として危険な教義の本質部分を堅持したまま、活動を続けている。また、時が経つに連れて、一連の凶悪事件を知らない者、教団の危険性に対する認識が薄れた者、教団の存続を知らない者等が増えていることに乗じて、教団は、その名を秘しながら、信者獲得のための活動を活発に行っている。こうしたことから、教団の危険性や活動実態を知らせるための広報啓発活動を下記要領により実施されたい。

なお、「オウム真理教事件の風化防止対策の推進について(通達)」(令和5年3月9日付け警察庁丁公発第22号)は、廃止する。

記

1 広報啓発活動の推進の方針

- (1) 訴求対象の重点は、一連の凶悪事件に関する報道にリアルタイムでは接しておらず、教団の勧誘の対象となりやすい、20歳代の者及び10歳代後半の者とする事。
- (2) 訴求する事項は、別添の広報資料にあるとおり、かつて、オウム真理教という宗教団体が殺人やテロを次々と敢行したこと、その団体が名前を変えて勧誘しようとしていることを中心に構成すること。
- (3) (1)に掲げる者に対して広く訴求事項が伝わるような、効果的な広報手段を用いること。例えば、広報資料を教育機関を通じて学生や生徒に配布したり、運転免許の受付の機会に配布したり、警察が行う防犯講話や交通安全教室の機会に配布したりなどの方法を検討し、適宜実施すること。
- (4) このほか、バス、列車等にポスターを掲出したり、都道府県警察や自治体のウェブサイトに掲載したりするなどの一般的な広報の方法についても検討し、適宜実施すること。

2 広報資料の送付

- (1) 別添のとおり、広報資料を電子データで送付するので、チラシやポスターを作成したり、ウェブサイトに掲載したりするなど、有効に活用すること。
- (2) 本データの様式は、A4大・縦書き、パワーポイント形式となっている。
- (3) 広報資料下部のオレンジの帯状箇所各都道府県警察の名称や連絡先を記した上で用いること。
- (4) 事件現場の写真は、報道機関から有償で使用許諾を得たものであり、その契約条件は、別目的で用いないこと、編集や加工をしないこと、インターネット上で用いる場合はPDFデータによることとなっているので、厳守すること。